

預金商品説明書（通知預金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ 通知預金
2. 販売対象	・ 個人および法人。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。 ただし、預入日から 7 日間の据置期間が必要です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 10,000 円以上。 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の 2 日前までに通知が必要です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利。 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1,000 円として 1 年を 365 日とする日割計算。
7. 税金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金が かかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。
10. 期限前解約時の 取扱い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息 とともに払い戻します。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9 時～17 時、 電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所 （9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、 電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、 ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決セン ターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金 庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：

この街で——



預金商品説明書（通知預金）

	011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）